

(様式)

# 河原林地域実質化された京力農場プラン

市町村名	地域名	(該当集落名)	当初作成年月	更新年月
亀岡市	河原林町	高野町、綾町、東町、北町 中町、上島、下島	平成26年1月	令和3年12月

## 1 集落（地域）が目指す姿

### (1) スローガン

自分の農地は自分で守る・地域の農地は地域で守る
-------------------------

### (2) 今後の地域農業のあり方

課題 耕作者の高齢化：耕作のできない農家も増加が考えられる、農事組合法人を中心として若手の中核的担い手を育成し地域農業を守っていく。			
今後、集落（地域）として取り組もうとする内容（該当部分に○印を記入「複数記入可」）			
① 他集落との連携	○	② 新規就農促進・後継者育成	○
④ 低コスト化	○	⑤ 営農組織の設立・法人化	○
⑦ 6次産業化	○	⑧ 企業の農業参入(地域参入)	○
		③ 高収益作物の導入・拡大	○
		⑥ 経営の複合化	○
		⑨ その他	○
取組内容			
①他集落との連携：100ha規模の連携を促進する。			
②新規就農促進・後継者育成：野菜等の栽培を志向する新規就農者を一定人数積極的に受け入れていく。			
③高収益作物の導入・拡大：小豆類（京都大納言小豆・京都大納言小豆用の採取・小倉大納言）の作付面積を拡大。			
④低コスト化：小豆類、麦類については、（農）河原林が集約し、機械化一貫体系による低コスト生産を推進する。			
⑥経営の複合化、⑦6次産業：従来の品目（ビール麦・小豆）に加え、小麦・加工用米・飼料用作物などの品目を取り入れ経営の複合化を図る。さらには地元農産物の加工により商品開発について農商工連携を推進する。			
⑨その他：玄米色彩選別機、小豆の乾燥調整（乾燥・唐箕・粒選・クリーナー・小豆色彩選別機）を行い、良品質な製品の販売拡大を図る。			

### (3) 産地づくり計画

#### ① 現 状（令和3年度）

作 目	生産面積 (ha)	生産額 (千円)	備 考
[土地利用型]			
・ 水稻	100	85,000	白・黒
・ ビール麦	30	5,400	
・ 小麦	7	630	
・ 小豆	39	46,800	
・ 大豆	0.1	50	
[野 菜]			
・ 京野菜	2	18,000	その他
・ 飼料用米	2	500	
・ 加工用米	3	1,200	
・ 飼料用作物	0.3	200	
・ その他	2	1,500	
合計	185.4	159,280	

#### ② 目 標（令和7年度）

作 目	生産面積 (ha)	生産額 (千円)	備 考
[土地利用型]			
・ 水稻	90	76,500	40% <sup>ハ</sup>
・ ビール麦	40	7,200	
・ 小麦	15	1,350	
・ 小豆	55	66,000	
・ 大豆	0.1	50	
[野 菜]			
・ 京野菜	2	19,000	
・ 飼料用米	2	500	
・ 加工用米	3	1,250	
・ 飼料用作物	0.4	270	
・ その他	2	1,500	
合計	209.5	173,620	

※ 目標年度については、地域の実情に応じ、農地利用など地域の将来像を議論する上で必要な、現状から概ね5～10年後を記載する。  
以下の目標年度についても同様とする。

#### ③ 地域の特産物づくりの取組方針

・ 品 目	小豆：京都大納言の安定多収と並行して小倉大納言の契約栽培面積を増加させさらに地域に即した品種栽培の研究を図る。また、京都大納言小豆採種の栽培面積を増加。 飼料用作物・加工用米：水田栽培にて加工用米等の栽培面積を増加する。
・ 普及方法	機械化一貫体系により省力低コスト生産を推進する。 関係機関との連携により推進する。
・ 販売戦略	水稻：市場流通及びその他有利販売。 小豆・加工用米：JA京都亀岡出荷（全農販売）、小倉大納言小豆は実需者との直接契約販売。

(4) 将来の農地利用のあり方

将来耕作のできない農家も増大することが見込まれる。  
先ず担い手に集約する。農事組合法人としても集約利用を考えていく。

(5) 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針

中間管理機構を活用した集積を進める。

(6) 耕作放棄地の解消に向けた取組

令和3年度現在耕作放棄地はない。農地のブロックローテーションにより農地の有効利用を図っている。

(7) 目標達成までのプロセス

年 度	取組方針	具体的な内容
令和3年度	作業集積等	転作作物の法人への作業集積と、中核的担い手および新規就農者への農地利用集積。
令和4年度	作業集積等	転作作物の法人への作業集積と、中核的担い手および新規就農者への農地利用集積。
令和5年度	作業集積等	転作作物の法人への作業集積と、中核的担い手および新規就農者への農地利用集積。
令和6年度	作業集積等	転作作物の法人への作業集積と、中核的担い手および新規就農者への農地利用集積。
令和7年度	作業集積等	転作作物の法人への作業集積と、中核的担い手および新規就農者への農地利用集積。

## 2 集落（地域）の農業構造

### (1) 農業就業状況(担い手別)

#### ① 現 状（令和3年度）

項目		農業者数	年齢						組織数			
			～30才	～40才	～50才	～60才	～70才	～80才	80才～	任意組織	農業法人	
集落（地域）の全体数		123		3	3	18	52	34	13	9	7	2
中核的担い手	中心経営体											
	認定農業者（法認定）	4		1	1	1		1		2		2
	認定新規就農者											
	集落営農組織*1											
	基本構想水準到達者											
	その他											
	市町村認定農業者（地域認定）											
その他の中心となる経営体*2	3	1	1	1								
中心経営体計		4		1	1	1		1		2		2
中核的担い手計		7	1	2	2	1		1		2		2

\*1…農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

\*2…その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

**その他の中心となる経営体：認定農業者等ではないが、組合員の後継者等である者**

#### ② 計 画（令和7年度）

項目		農業者数	年齢						組織数			
			～30才	～40才	～50才	～60才	～70才	～80才	80才～	任意組織	農業法人	
集落（地域）の全体数		125		5	8	10	32	47	23	9	7	2
中核的担い手	中心経営体											
	認定農業者（法認定）	4		1	1	1			1	2		2
	認定新規就農者											
	集落営農組織*1											
	基本構想水準到達者											
	その他											
	市町村認定農業者（地域認定）											
その他の中心となる経営体*2	4		1	2	1							
中心経営体計		4		1	1	1			1	2		2
中核的担い手計		8		2	3	2			1	2		2

\*1…農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織（以下「担い手経営安定法」という。）

\*2…その他の中心となる経営体がある場合は、欄外にその定義を記載すること

**その他の中心となる経営体：認定農業者等ではないが、組合員の後継者等である者**

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[令和3年度]		計画[令和7年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)			
法人	(農)河原林  (集落)	69才	197名	有	水稻 3.0 特定作業受託 ビール大麦 29.5 特定作業受託 小麦 7.0 特定作業受託 小豆 38.7 特定作業受託 大豆 - 京野菜 - 多作物 - 飼料用米 2.0 加工用米 2.3 飼料用作物 0.3 計 82.8	水稻 5.0 特定作業受託 ビール大麦 40.0 特定作業受託 小麦 15.0 特定作業受託 小豆 55.0 特定作業受託 大豆 - 京野菜 - 多作物 - 飼料用米 2.0 加工用米 3.0 飼料用作物 0.3 計 120.3	有	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業		
認定	A  (集落)	77才	2名	有	水稻 6.0 ビール大麦 1.5 小豆 1.6 京野菜 0.1 計 9.2	水稻 4.7 ビール大麦 3.2 小豆 3.2 京野菜 0.1 計 11.2		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業		
認定	B  (集落)	44才	3名	組合員後継者	水稻 5.8 加工用米 2.9 ビール大麦 3.7 小麦 1.0 小豆 4.7 作業受託 多作物 0.1 計 18.2	水稻 6.3 加工用米 3.5 ビール大麦 4.8 小麦 2.0 小豆 6.6 作業受託 多作物 0.2 計 23.4		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業		
認定	C  (集落)	53才	2名	組合員後継者	水稻 6.1 ビール大麦 0.5 小豆 0.5 多作物 0.7 計 7.8	水稻 8.5 ビール大麦 6.1 小豆 6.1 多作物 0.7 計 21.4		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業		
法人	D  (集落)	76才	5名		蓮 0.35 計 0.35	蓮 0.4 計 0.4		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業		
	E  (集落)	27才	名	組合員後継者	水稻 1.8 ビール大麦 0.9 小豆 0.9 計 3.6	水稻 1.8 ビール大麦 1.1 小豆 1.1 計 4.0		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業		
認定	F  (集落)	35才	3名	組合員後継者	ネギ 0.5 計 0.5	ネギ 0.6 計 0.6		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農企業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業		

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[令和3年度]		計画[令和7年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)			
	G (集落)	38才	名	組合員後継者			京野菜	0.1		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
	H (集落)	50才	名	組合員後継者	京野菜	0.5	京野菜	0.6		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
	I (集落)	38才	2名	組合員後継者	京野菜	0.2	京野菜	0.3		①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化 ⑥地域担い手 ⑦	①農業次世代人材投資資金 ②スーパーL ③強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ④農業経営法人化等支援 ⑤新集落営農総合対策事業 ⑥農業者育成事業 ⑦地域担い手支援事業
経営規模計(ha)						123.15		182.3			

※ 1：「属性」欄には、個人の認定農業者（法認定）は「認農」、法人の認定農業者（法認定）は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、基本構想水準到達者は「到達」、個人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農」、法人の市町村認定農業者（地域認定）は「市認農法」、担い手経営安定法第2条第4項第1号ハに定める法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農組織は「集」と記載する。

※ 2：「経営規模」欄には、プランの対象地区内における中核的担い手の経営面積と農作業受託面積を分けて記載する。

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

近い将来農地の出し手となる農業者（氏名）	年齢	現状[令和3年度]		計画[令和7年度]		利用しなくなる農地面積(ha)	うち農地中間管理機構への貸付け希望の有無		備考 (今後の役割等)
		経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)		農地面積 (ha)	貸付等時期	
なし	才								
	才								
	才								
	才								
経営規模等計(ha)									

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(参考) その他の農業者の状況

経営内容（作目）ごとの経営体数	経営規模の合計 (ha、頭数等)	現状と今後の見込み	備考

(4) 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / 担い手はいるが十分ではない / 担い手がいない

(5) 耕地面積及び農地利用状況

①耕地面積(現状令和3年度)

耕地面積 (ha)	耕作放棄地		水田	畑		その他		中核的担い手 への地域内の 集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	その他 (麦・小豆)
	耕作放棄地	耕作放棄地		耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地					
159.5	0	0	154.0	0	5.5	0	0	44.95 (28.2%)	44.95 (29.2%)		
								うち、中 心経営体 の面積	40.65 (26.4%)		

\*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

②耕地面積(計画令和7年度)

耕地面積 (ha)	耕作放棄地		水田	畑		その他		中核的担い手 への地域内の 集積等面積 (上段ha 下段%)	水田	畑	その他 (麦・小豆)
	耕作放棄地	耕作放棄地		耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地					
159.5	0	0	154.0	0	5.5	0	0	67.3 (42.2%)	67.3 (43.7%)		
								うち、中 心経営体 の面積	62.3 (40.5%)		

\*中核的担い手への地域内の集積等面積については、経営面積と農作業受託面積を区分して記載すること。

③対象集落(地域)の現状

a 地区内の耕地面積	159.5 ha
b アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	139.1 ha
c 地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	46.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
d 地区内において今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	22.35 ha
e 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	21.65 ha
(備考)	

※1:cの「歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載すること。

※2:d及びeの面積は、上記の該当する区分の計画の合計から現状の合計を差し引いた面積を記載すること。

※3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載すること。

※4:話し合いに活用した地図を添付すること。

(6) 対象地区内における中核的担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針

将来耕作のできない農家も増大することが見込まれる、先ず担い手に集約をする。  
農事組合法人としても集約利用を考えている。

※ 中核的担い手への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定しているが、その「集落」の範囲は、話し合いが可能な範囲で、地域の実情に応じ柔軟に設定することも可能とする。

### 3 集落（地域）営農推進体制

#### (1) 農地利用調整の組織

・ 現 状	(農)河原林・認定農業者・農業者
・ 計 画	(農)河原林を中心とした体制を基本として推進、ただし昭和40年代からの減反政策に始まり、現在の生産調整に至った事並びに中小農家の農業経営が成り立たない仕組みとなり、よって、担い手不足、高齢化は当然であり解消することは容易ではない、その解消法の一つとして地域の農業後継者・新規就農者等が地域内で居住し時代に合った一般的生活ができ、地域住民とのコミュニケーションを図りつつ農業経営を営むことが地域活性にも繋がる。しかし、整備区域においては、住宅建築に対して幾つかのハードルをクリアしないと直ぐに建設する行為には至らない。今後、行政も担い手不足、高齢化対策等の課題解消として都市計画法の要件（取扱い基準）緩和及び農業者専用公営住宅建設の積極的対策の事業推進。

#### (2) 農作業受託などの作業調整組織

・ 現 状	(農)河原林・認定農業者・農業者
・ 計 画	(農)河原林を中心とした体制を基本として推進、ただし昭和40年代からの減反政策に始まり、現在の生産調整に至った事並びに中小農家の農業経営が成り立たない仕組みとなり、よって、担い手不足、高齢化は当然であり解消することは容易ではない、その解消法の一つとして地域の農業後継者・新規就農者等が地域内で居住し時代に合った一般的生活ができ、地域住民とのコミュニケーションを図りつつ農業経営を営むことが地域活性にも繋がる。しかし、整備区域においては、住宅建築に対して幾つかのハードルをクリアしないと直ぐに建設する行為には至らない。今後、行政も担い手不足、高齢化対策等の課題解消として都市計画法の要件（取扱い基準）緩和及び農業者専用公営住宅建設の積極的対策の事業推進。

#### (3) 農業用施設管理体制（農道、水路、ポンプなど）

・ 現 状	上桂川土地改良連合および川東土地改良区
・ 計 画	農地集積（京力農場プラン）による組合員減少と整合する土地改良区組織体制見直し

※ (1)～(3)に関する組織図を添付してください。

### 4 目指す姿を達成するために必要な農業用機械・施設等整備事業計画 （機械、施設、農地、農道、水路、ポンプ、耕作放棄地解消対策など）

事業主体	取 組 内 容	必要な機械・施設	実施事業	実施年度				
				3	4	5	6	7
川東土地改良区	用水路漏水修繕				◎	◎	◎	◎
農事組合法人 河原林	規模拡大時の機械・施設の整備	播種機・刈取機・乾燥調製設備			◎			◎
		作業倉庫				◎		

本プランをそのまま公表する場合、特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触しないようにすること。なお、本人の同意が得られない場合等には、個人が識別されないよう留意すること。